高松市監查委員告示第13号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表します。

平成25年3月29日

高松市監査委員 吉 田 正 己

同 山 下 稔

同 西 岡 章 夫

包括外部監査結果に基づく措置通知について

- 第1 平成14年度包括外部監査結果に基づく措置通知
 - 1 徴税事務の執行について

対	象	岩	部	局	財政局税務部市民税	課		
措	置	通	知	日	平成25年3月18日			
【意見を付された事項】						【措置された内容】		
					ステムと法人市民税クについて	システムとは、 大人、 、大、 、大		

第2 平成22年度包括外部監査結果に基づく措置通知

1 高松第一高等学校の財務に関する事務の執行及び事業の管理について

対 象 部 局 総務局人事課			
措置通知日平成25年3月12	平成25年3月12日		
【意見を付された事項】	【措置された内容】		
(1) 一般行政職の給与については, 国の給与事情を考慮し,給与水準の 適正化を検討することについて	一般行政職の給与については、平成 25年1月から平成26年12月ま での間における特例として、職員の給 料の月額について減額することとし、 また、国において平成23年度以降毎 年実施されている昇給回復措置と同 様の措置を実施しないことにより、給 与水準の適正化を図った。		